

議長声明

甲府市自治基本条例第16条には、「市議会の議員は、市民の代表者として品位と名誉を保持し、自己研さんに努めるとともに、常に市民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務を遂行します。」と規定されており、市議会議員は、品位と名誉を保持し、市民全体の利益のために働くべき立場にあることが定められております。

こうした中、今般、甲府市議会議員政治倫理審査会は、村松裕美議員が他人の機微な個人情報をも本人の同意なしにSNSに投稿した行為は、市議会議員としての職責を逸脱しているものと判断いたしました。甲府市議会議員政治倫理規程第3条第6号「発言又は情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行うこと。」及び同規程第3条第8号「法令並びに議会及び委員会等の決定事項を誠実に守り、議員としてその品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。」という政治倫理基準に違反するものです。

これを受け、村松裕美議員に対し、政治倫理基準を遵守し、当該基準に違反する行為を行うことのないよう政治倫理規程に基づき再発防止を強く警告し、誓約書の提出を要請しました。しかしながら、提出された誓約書からは、求めている「今回の議長が講じた措置を真摯に受け止め」という文言が抹消されており、再度の要請に対しても同様の回答が繰り返されたことから、議長が講じた措置を真摯に受け止めないものと判断し、誓約書として受け入れないことといたしました。

今回、村松裕美議員が他人の機微な個人情報を本人の同意なしにSNSに投稿した行為及び議長の警告を真摯に受け止めず、その後も政治倫理審査会の決定に対し批判的な内容の投稿を繰り返している行為は、決して許されるものではありません。

なお、甲府市議会は、今回の事案により、多くの市民の皆様にご不信感を招く事態となっていることにつきまして、心から遺憾の意を表するとともに、引き続き政治倫理基準を遵守し、市民全体の利益のために働き、市民福祉の向上に全力で取り組んでまいりますので、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月12日

甲府市議会議員 岡 政吉